

令和 5 年 8 月の台風 7 号による大雨で 被災された皆さまへ

このガイドブックは、市内で被災された方に配布しています。

被災者支援制度ガイドブック

台風 7 号の大雨による災害で被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。皆さまが一日も早く元の平穏な暮らしに戻れますように、市として一日も早い復興に全力を尽くしてまいります。

被災者支援制度についてまとめたガイドブックを作成しました。制度について不明な点がありましたら、各制度の問い合わせ先にお気軽におたずねください。

目次

1	商工業に関する支援	1
2	農業に関する支援	4
3	住家が床下浸水の被害を受けた方	6
	・ 災害見舞金	
	・ 浸水住宅の消毒	
	・ 災害廃棄物処理手数料	
4	住家が床上浸水以上の被害を受けた方	8
5	被災された方	23

1 商工業に関する支援

関市中小企業者災害復旧緊急支援事業補助金

支援の内容	<p>台風7号による大雨で被害を受けた市内の中小企業者が行う建物及び設備等の復旧に必要な経費の一部を補助金として交付します。</p> <p>◆補助率 80% ◆下限 10万円 ◆上限 100万円 ※対象経費の合計が12.5万円から対象となります。</p> <p>【対象経費に含まれるもの(例)】</p> <ul style="list-style-type: none">・被災した建物(工場、事務所、倉庫、店舗)及び設備(電気、給排水、冷暖房)の更新・修繕・機械(付属の工具備品も含む)の更新・修繕 <p>※国や県等の公的な補助金、助成金等を受ける場合は対象となりません。</p>
対象者	<p>市内で事業を営む中小企業者(中小企業法第2条に定める中小企業者)</p> <p>※令和6年3月末日までに事業を再開する者</p>
申請方法等	<p>商工課までお問い合わせください。 TEL 23-6753</p>

関市中小企業設備資金利子補給

<p>支援の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業の安定的経営による活性化を図るため、設備改善資金の利子の一部を補助いたします。 ○ 対象融資 金融機関からの設備資金融資 ○ 対象設備 経営合理化のための機械、営業車（乗用車は営業登録が必要）、備品の購入、設置及び、これらに伴う工場又は店舗の増築 ○ 補給額 対象融資1,000万円までの年利2%以内の利子に対する1年分の利子額 ※所得による区分あり ○ 備考 <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象融資額が1,000万円を超える場合、および運転資金と併用の場合は融資額の案分によって利子を補給 ・ 年利が2%を超える場合は、年利の案分によって利子を補給 ○ 所得による区分 <table border="1" data-bbox="491 1120 1291 1451"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>所得金額</th> <th>補給対象額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">個人所得</td> <td>500万円未満</td> <td>1,000万円</td> </tr> <tr> <td>500万円以上800万円未満</td> <td>500万円</td> </tr> <tr> <td>800万円以上</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">法人所得</td> <td>300万円未満</td> <td>1,000万円</td> </tr> <tr> <td>300万円以上500万円未満</td> <td>500万円</td> </tr> <tr> <td>500万円以上</td> <td>対象外</td> </tr> </tbody> </table> <p><申請期限></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象設備設置完了後、融資を受けた日から1年以内 	区分	所得金額	補給対象額	個人所得	500万円未満	1,000万円	500万円以上800万円未満	500万円	800万円以上	対象外	法人所得	300万円未満	1,000万円	300万円以上500万円未満	500万円	500万円以上	対象外
区分	所得金額	補給対象額																
個人所得	500万円未満	1,000万円																
	500万円以上800万円未満	500万円																
	800万円以上	対象外																
法人所得	300万円未満	1,000万円																
	300万円以上500万円未満	500万円																
	500万円以上	対象外																
<p>対象者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内で1年以上、農業、林業（素材生産業及び素材生産サービス業を除く）、漁業、金融・保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く）以外の業種を営んでいる方 ・ 借入日前年の所得が、個人は800万円未満、法人は500万円未満であること ・ 市税を完納している方 																	
<p>お問合せ</p>	<p>商工課 TEL 23-6752</p>																	

上下水道料金の減免

<p>支援の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・上下水道料金に対して2期分の水量料金を減免し、基本料金のみとします。 ○ 9月以降に請求させていただく上下水道料金が2期に限り基本料金のみとなります。 ※上下水道料金は、一定の「基本料金」と使用された水量による「水量料金」とに分けて計算されますが、このうち「水量料金」を全額減免します。これにより、使用されている水道施設の口径ごとに決まっている「基本料金」のみを請求させていただくこととなります。 ○ 「2期に限り」とは、9月・11月または10月・12月に請求させていただく上下水道料金が減免されることを意味します。 ※料金の請求月は、奇数月または偶数月のどちらかに定められますが地域により異なります。 ※今回の災害による請求月の変更はありません。 ○ 2か月に1回の使用水量の計測（メーターの検針）は通常どおり行います。引き続き検針員が伺いますのでご協力をお願いいたします。
<p>対象者</p>	<p>土砂が流入したした建物（被災証明書で確認できるもの）に付属している関市の上下水道施設の利用者 <u>※床下浸水を除く</u></p>
<p>申請方法 必要書類</p>	<p><申請方法> <u>職権により、被災証明書の内容から軽減対象者を確認しますので申請は必要ありません。</u></p>
<p>お問合せ</p>	<p>水道課 TEL 23-7707</p>

2 農業に関する支援

獣害防止柵被害復旧資材補助事業

支援の内容	<ul style="list-style-type: none">被災した獣害防止柵（国庫補助事業、県補助事業を活用し設置したもの）の修繕に必要な資材購入費用を助成します。 ○購入費用に対して、10/10を助成
対象施設	耐用年数の残存した施設であること。 (主として金属造のもの14年・樹脂製のもの8年)
対象者	国庫・県補助事業を活用し獣害防止柵を設置した団体
申請方法 必要書類	<p><申請期間></p> <ul style="list-style-type: none">令和5年12月31日まで <p><必要書類></p> <ul style="list-style-type: none">被災箇所の位置図完成写真購入した資材の納品明細領収書（団体名であるもの） <p><申請方法></p> <ul style="list-style-type: none">実施前に農林課へお問い合わせください。
お問合せ	農林課 TEL 23-9251

関市有害鳥獣被害対策事業

<p>支援の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・被災した獣害防止柵の修繕に必要な資材の購入費用を助成します。 ○購入費用に対して1/2を助成 (1世帯あたり限度額 5万円、 1団体あたり限度額 構成世帯数×5万円・上限50万円、 千円未満は切り捨て) <p>※通常、新規に設置するもののみを対象とした事業ですが、 今回被災したものに限り、修繕に要する費用を助成します。</p>
<p>対象施設</p>	<p>被災し損壊した状況が確認できる獣害防止施設</p>
<p>対象者</p>	<p>農業者</p>
<p>申請方法 必要書類</p>	<p><申請期間></p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年12月31日まで <p><必要書類></p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の被災箇所の写真、位置図 ・購入する資材の見積書(事業実施前) ・納品明細 ・領収書 ・設置状況写真(事業実施後) <p><申請方法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施前に農林課へお問い合わせください。
<p>お問合せ</p>	<p>農林課 TEL 23-9251</p>

3 住家が床下浸水の被害を受けた方

災害見舞金

支援の内容	<ul style="list-style-type: none">・災害により住家が浸水した世帯に対し、見舞金を支給します。 ○床下浸水 …3万円
対象者	住家が床下浸水した世帯で、罹災証明を受けられた世帯
申請方法 必要書類	＜申請方法＞ <ul style="list-style-type: none">・罹災証明書の内容から支給対象者を確認しますので申請は必要ありません。 ※証明書で住家浸水を確認後、福祉政策課から支給します。
お問合せ	福祉政策課 TEL 23-7798

浸水住宅の消毒

支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浸水した住宅に消毒薬を散布いたします。 使用薬剤 ベンザルコニウム塩化物消毒液 (0.05%~0.2%) 散布方法 噴霧器による直接散布
対象者	浸水の被害にあった個人住宅で、罹災証明・被災証明を受けられた方
申請方法 必要書類	< 申込期間 > 令和5年8月31日まで < 申請方法 > 環境課にご相談ください。
お問合せ	環境課 TEL 23-6733

災害廃棄物処理手数料

支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害により被災した家財道具をクリーンプラザ中濃へ搬入時のごみ処理手数料の免除が受けられます。 ※クリーンプラザ中濃への搬入は、本人（家族）もしくは許可業者に限ります。
対象者	災害によって直接被害を受けた方で、罹災証明・被災証明を受けられた方
申請方法 必要書類	< 申請期間 > 令和5年8月31日まで < 申請方法 > 環境課、武芸川事務所、武儀事務所、上之保事務所で申請してください。
お問合せ	環境課 TEL 23-6733

4 住家が床上浸水以上の被害を受けた方

災害見舞金

支援の内容	<ul style="list-style-type: none">・災害により住家が浸水した世帯に対し、見舞金を支給します。 ○床上浸水 …6万円
対象者	住家が床上浸水した世帯で、罹災証明を受けられた世帯
申請方法 必要書類	<p><申請方法></p> <ul style="list-style-type: none">・罹災証明書の内容から支給対象者を確認しますので申請は<u>必要ありません。</u> ※証明書で住家浸水を確認後、福祉政策課から支給します。
お問合せ	福祉政策課 TEL 23-7798

市税の減免等

<p>支援の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・個人市民税・県民税、固定資産税、都市計画税について、被害の程度により減免します。 ○個人市民税・県民税 前年の合計所得金額（1,000万円以下）と所有に係る住宅の被害の程度に応じて、8分の1～全額を減免します。 ○固定資産税、都市計画税 所有する固定資産の被害の程度に応じて、10分の4～全額を減免します。
<p>対象者</p>	<p>住家が床上浸水以上の被災をされ、罹災証明を受けられた方（市税納税義務者）</p>
<p>申請方法 必要書類</p>	<p><申請期間> 令和5年10月13日まで</p> <p><必要書類></p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請書（税ごとに所定の申請書が必要です） <p><申請方法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・税務課まで申請してください。 ※郵送による申請可
<p>お問合せ</p>	<p>税務課 市民税に関すること TEL 23-8769 固定資産税に関すること TEL 23-8783</p>

※県税、国税は、下記へ尋ねください。

<p>県税 お問合せ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○自動車税、自動車取得税に関すること 自動車税事務所 TEL058-279-3781 ○県税に関すること 中濃県税事務所 TEL33-4011
<p>国税 お問合せ</p>	<p>関税務署 TEL 22-2233</p>

介護保険料の減免

<p>支援の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上で住家が著しい被害を受けられた方に対して、介護保険料を減免します。 <p>○減免の割合</p> <table border="0"> <tr> <td>① 家屋等が全壊</td> <td>100分の100</td> </tr> <tr> <td>② 家屋等が半壊</td> <td>100分の50</td> </tr> <tr> <td>③ 家屋等が床上浸水</td> <td>100分の25</td> </tr> </table> <p>○減免の期間</p> <p>当該年度に係る保険料の額の範囲内</p>	① 家屋等が全壊	100分の100	② 家屋等が半壊	100分の50	③ 家屋等が床上浸水	100分の25
① 家屋等が全壊	100分の100						
② 家屋等が半壊	100分の50						
③ 家屋等が床上浸水	100分の25						
<p>対象者</p>	<p>関市に住所がある65歳以上の方で、住家が床上浸水以上の被災をされ、罹災証明を受けられた方</p>						
<p>申請方法 必要書類</p>	<p><申請期間> 令和5年10月31日まで</p> <p><必要書類></p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請書 ・罹災証明書 ・介護保険口座振込依頼書（還付金の振込口座） <p><申請方法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢福祉課又は地域事務所へ提出してください。 						
<p>お問合せ</p>	<p>高齢福祉課 TEL 23-7730</p>						

介護保険を利用したサービスの料金について

<p>支援の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・介護サービスを利用されている方で、対象者に対して介護保険利用料等を減免します。 ○減免の対象（予防サービス含） <ul style="list-style-type: none"> ・居宅サービス ・地域密着型サービス ・施設サービス ・住宅改修 ○減免の適用 <ul style="list-style-type: none"> 申請日以後に受けた介護サービス ○減免の期間 <ul style="list-style-type: none"> 申請日の属する月から起算して6月以内
<p>対象者</p>	<p>関市の要支援・要介護被保険者又は属する世帯の生計を主として維持する方で、住家が床上浸水以上の被災をされ、罹災証明を受けられた方</p>
<p>申請方法 必要書類</p>	<p><申請期間> 令和5年10月31日まで</p> <p><必要書類></p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請書 ・罹災証明書 <p><申請方法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢福祉課又は地域事務所へ提出してください。
<p>お問合せ</p>	<p>高齢福祉課 TEL 23-7730</p>

国民健康保険税の減免

<p>支援の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険に加入されている方で被災をされた方に対して、国民健康保険税を減免します。 <p>○減免の割合</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">① 家屋等が全壊</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">100分の100</td> </tr> <tr> <td>② 家屋等が半壊</td> <td style="text-align: right;">100分の50</td> </tr> <tr> <td>③ 家屋が床上浸水</td> <td style="text-align: right;">100分の25</td> </tr> </table> <p>○減免の期間 当該年度の未納に係る保険税の額の範囲内</p>	① 家屋等が全壊	100分の100	② 家屋等が半壊	100分の50	③ 家屋が床上浸水	100分の25
① 家屋等が全壊	100分の100						
② 家屋等が半壊	100分の50						
③ 家屋が床上浸水	100分の25						
<p>対象者</p>	<p>国民健康保険に加入されている方で、住家が床上浸水以上の被災をされ、罹災証明を受けられた方</p>						
<p>申請方法 必要書類</p>	<p><必要書類></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険税免除・減額申請書 ・罹災証明書 <p><申請方法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険年金課へ提出してください。 						
<p>お問合せ</p>	<p>保険年金課 TEL 23-6725</p>						

後期高齢者医療保険料の減免

<p>支援の内容</p>	<p>後期高齢者医療保険に加入されている方で損害を受けた住宅に住んでいる方に対して、後期高齢者医療保険料を減免します。罹災面積を確認し、以下の計算式により【損害額】を算出します</p> <p>【損害金額】＝$\frac{\text{損害を受けた住家の面積}}{\text{住家の総面積}} \times \text{固定資産評価額}$</p> <p>【損失補填額】＝火災保険、損害賠償等で支払われる金額</p> <p>【損害額】＝【損害金額】－【損失補填額】</p> <p>【保険料の減免割合】</p> <table border="1" data-bbox="493 887 1311 1227"> <thead> <tr> <th>前年の 総所得金額</th> <th>損害金額が 3/10 以上</th> <th>損害金額が 5/10 以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500 万円以下</td> <td>1/2</td> <td>免除</td> </tr> <tr> <td>750 万円以下</td> <td>1/4</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>1,000 万円以下</td> <td>1/8</td> <td>1/4</td> </tr> </tbody> </table> <p>○減免の期間 災害発生日から 1 年間で必要と認められる期間</p>	前年の 総所得金額	損害金額が 3/10 以上	損害金額が 5/10 以上	500 万円以下	1/2	免除	750 万円以下	1/4	1/2	1,000 万円以下	1/8	1/4
前年の 総所得金額	損害金額が 3/10 以上	損害金額が 5/10 以上											
500 万円以下	1/2	免除											
750 万円以下	1/4	1/2											
1,000 万円以下	1/8	1/4											
<p>対象者</p>	<p>○損害額が損害金額の 3 割以上の方</p>												
<p>申請方法 必要書類</p>	<p><必要書類></p> <ul style="list-style-type: none"> ・後期高齢者医療保険料減免申請書 ・罹災証明書 ・固定資産税課税明細 ・保険金等振込通知書（損害補填がある場合） <p><申請方法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険年金課へ提出してください。 												
<p>お問合せ</p>	<p>保険年金課 TEL 23-6716</p>												

上下水道料金の減免

<p>支援の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・上下水道料金に対して2期分の水量料金を減免し、基本料金のみとします。 ○ 9月以降に請求させていただく上下水道料金が2期に限り基本料金のみとなります。 ※上下水道料金は、一定の「基本料金」と使用された水量による「水量料金」とに分けて計算されますが、このうち「水量料金」を全額減免します。これにより、使用されている水道施設の口径ごとに決まっている「基本料金」のみを請求させていただくこととなります。 ○ 「2期に限り」とは、9月・11月または10月・12月に請求させていただく上下水道料金が減免されることを意味します。 ※料金の請求月は、奇数月または偶数月のどちらかに定められますが地域により異なります。 ※今回の災害による請求月の変更はありません。 ○ 2か月に1回の使用水量の計測（メーターの検針）は通常どおり行います。引き続き検針員が伺いますのでご協力をお願いいたします。
<p>対象者</p>	<p>罹災した住宅等の施設（罹災証明書で確認できるもの）に付属している関市の上下水道施設の利用者</p>
<p>申請方法 必要書類</p>	<p><申請方法> <u>職権により、罹災証明書の内容から軽減対象者を確認しますので申請は必要ありません。</u></p>
<p>お問合せ</p>	<p>水道課 TEL 23-7707</p>

保育園保育料の免除・減額

<p>支援の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・水害により住宅に著しい被害を受けた世帯の保育園保育料と一時的保育利用料を免除・減額します。 ○減免の割合 <ul style="list-style-type: none"> 全壊または大規模半壊 . . . 全額 半壊または床上浸水 . . . 2分の1 ○期間 <ul style="list-style-type: none"> 令和5年8月分から令和6年3月分まで
<p>対象者</p>	<p>市内在住で、認可保育所に入所している園児の保護者が居住している家屋の被害が<u>床上浸水</u>以上である世帯</p>
<p>申請方法 必要書類</p>	<p><申請期間></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育園保育料は令和5年10月31日まで ・一時的保育利用料は利用申請時 <p><必要書類></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育園を通じて対象者に申請書をお渡しします。 <p><申請方法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども家庭課まで申請してください。
<p>お問合せ</p>	<p>子ども家庭課 TEL 23-8965</p>

留守家庭児童教室利用料の減免

<p>支援の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・留守家庭児童教室利用者のうち、水害により住宅に著しい被害を受けた世帯に対して使用料を減免します。 ○減免額の割合 全壊または大規模半壊 全額 半壊または床上浸水 2分の1 ○期間 被害にあった月（令和5年8月）から 年度末（令和6年3月）までの8か月間 ※すでに納付済みの場合は申請後の納付額で調整します。
<p>対象者</p>	<p>住家が<u>床上浸水</u>以上の被害を受けた世帯</p>
<p>申請方法 必要書類</p>	<p><申請期間> 令和5年10月31日まで</p> <p><必要書類> 使用料減免申請書（市から別途郵送します）</p> <p><申請方法> 教育総務課まで申請してください。 ※郵送による申請可</p>
<p>お問合せ</p>	<p>教育総務課 TEL 23-7722</p>

市営住宅への一時的な入居

<p>支援の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の豪雨による被災者で住宅に困窮している方は、一時的に市営住宅へ入居することができます。 ○対象住宅…現在入居者のいない市営住宅 ○入居期間…当面3ヶ月 ○使用料 免除
<p>対象者</p>	<p>今回の豪雨による被災者で住宅に困窮している方</p>
<p>申請方法 必要書類</p>	<p><必要書類></p> <ul style="list-style-type: none"> ①市営住宅一時使用許可申請書 ②誓約書 <p><申請方法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・管財課市営住宅担当までお申し出ください。 聞き取り調査及び住宅の状況確認を行います。
<p>お問合せ</p>	<p>管財課 TEL 23-7763</p>

母子父子寡婦福祉資金貸付金の住宅資金

<p>支援の内容</p>	<p>① 母子父子寡婦福祉資金貸付金の償還金の支払いを猶予します。</p> <p>② 災害により被害を受けた住宅の補修、改築、購入や転宅される場合に貸し付けます。</p> <p>貸付限度額…200万円以内 貸付利息…無利子（連帯保証人がいない場合は：年1.0% 据置期間…6か月 償還期間7年</p>
<p>対象者</p>	<p>① 災害により母子父子寡婦福祉資金貸付金の償還を行うことが著しく困難になった方</p> <p>② 母子父子寡婦の方が居住していた住宅が全壊、半壊、床上浸水等の被害を受けた方</p>
<p>申請方法 必要書類</p>	<p><申請></p> <ul style="list-style-type: none"> 個々の状況においての対応となりますので、子ども家庭課までご相談ください。
<p>お問合せ</p>	<p>子ども家庭課 TEL 23-7733</p>

児童扶養手当・特別児童扶養手当 所得制限解除

<p>支援の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> 被災者に対する児童扶養手当・特別児童扶養手当について、所得制限による一部停止・全部停止は、特例措置により全額支給となります。 <p>○対象期間 令和5年8月から令和6年10月まで</p>
<p>対象者</p>	<ul style="list-style-type: none"> 災害により住宅・家財等の財産について、その価格のおおむね <u>1/2 以上の損害</u>を受けた世帯
<p>申請方法 必要書類</p>	<p><申請期間></p> <ul style="list-style-type: none"> 令和5年11月30日まで <p><必要書類></p> <ul style="list-style-type: none"> 被災状況書 <p><申請方法></p> <ul style="list-style-type: none"> 子ども家庭課へお申し出ください。
<p>お問合せ</p>	<p>子ども家庭課 TEL 23-7733</p>

浸水住宅の消毒

支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浸水した住宅に消毒薬を散布いたします。 使用薬剤 ベンザルコニウム塩化物消毒液 (0.05%~0.2%) 散布方法 噴霧器による直接散布
対象者	浸水の被害にあった個人住宅で、罹災証明・被災証明を受けられた方
申請方法 必要書類	<申込期間> 令和5年8月31日まで <申請方法> 環境課にご相談ください。
お問合せ	環境課 TEL 23-6733

災害廃棄物処理手数料

支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害により被災した家財道具をクリーンプラザ中濃へ搬入時のごみ処理手数料の免除が受けられます。 ※クリーンプラザ中濃への搬入は、本人（家族）もしくは許可業者に限ります。
対象者	災害によって直接被害を受けた方で、罹災証明・被災証明を受けられた方
申請方法 必要書類	<申請期間> 令和5年8月31日まで <申請方法> 環境課、武芸川事務所、武儀事務所、上之保事務所で申請してください。
お問合せ	環境課 TEL 23-6733

要保護・準要保護児童生徒就学援助事業

<p>支援の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・水害により住宅に著しい被害を受けた世帯の児童生徒に、就学援助費を支給します。 ○就学援助費 学用品費、通学用品費、校外活動費、修学旅行費、クラブ活動費、生徒会費、PTA 会費、卒業アルバム費の一部、学校給食費（実食分） ○認定期間 令和5年8月～令和6年3月末まで
<p>対象者</p>	<p>住家が<u>床上浸水</u>以上の被害を受けた世帯の児童生徒の保護者（罹災証明を受けられた世帯）</p>
<p>申請方法 必要書類</p>	<p><申請期間></p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年9月30日まで <p><必要書類></p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請書 <p><申請方法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校教育課へお申し出ください。
<p>お問合せ</p>	<p>学校教育課 TEL 23-8125</p>

教科書及び教科書以外の教材の支給

支援の内容	<ul style="list-style-type: none">水害により教科書及び教科書以外の教材が滅失又はき損した場合は、被害を受けた児童生徒に無償で支給します。
対象者	住家が <u>床上浸水</u> 以上の被害を受けた世帯のうち、教科書及び教科書以外の教材が滅失又はき損した児童生徒
申請方法 必要書類	<p><支給期間></p> <ul style="list-style-type: none">教科書…令和5年9月30日まで <p><申請方法></p> <ul style="list-style-type: none">学校教育課へお申し出ください。
お問合せ	学校教育課 TEL 23-8125

5 被災された方

関市ボランティアセンター

支援の内容	ボランティアに、片づけなどの手伝いを頼むことができます。ボランティアセンターにご相談ください。 ※内容によっては対応できない場合もあります。
対象者	台風7号の大雨により被災した世帯
申請方法	<申請期間> 随時
お問合せ	関市社会福祉協議会 TEL 22-0372

各種相談窓口

高齢者の介護・健康の相談

○高齢者に関する相談をすることができます。

(安桜 倉知)

関市中央第1地域包括支援センター TEL 0575-23-0660

(旭ヶ丘 下有知)

関市中央第2地域包括支援センター TEL 0575-23-5320

(瀬尻 広見 千疋 小金田 保戸島)

関市中央第3地域包括支援センター TEL 0575-28-2208

(富岡 田原 桜ヶ丘)

関市中央第4地域包括支援センター TEL 0575-24-8580

(板取 洞戸 武芸川)

関市西地域包括支援センター TEL 0575-45-2002

(富野 武儀 上之保)

関市東地域包括支援センター TEL 0575-40-1001

こころの健康相談

○電話や面接で、こころの健康に関する相談をすることができます。

関市保健センター TEL 0575-24-0111

武芸川保健センター TEL 0575-46-2899

洞戸(板取)保健センター TEL 0581-58-2204

武儀(上之保)保健センター TEL 0575-40-0020

岐阜県精神保健福祉センター TEL 058-231-9724

消費生活相談

○災害に便乗した悪質商法などに関する相談をすることができます。

関市消費生活相談室 TEL 23-7355

豪雨災害で泥水に浸かった古文書・写真等の洗浄

支援の内容	<ul style="list-style-type: none">・今回の豪雨災害により泥や水の被害を受けた思い出の写真やアルバム、古文書などの大切な記録を、そのまま放置するとカビや細菌が繁殖し損傷が進んでしまいますので、個々の状態に応じて適切な処置を施して、持ち主の元にお返しします。 <p>○主な作業内容</p> <ul style="list-style-type: none">・洗浄して泥や汚れを落とします。・殺菌、乾燥させてお返しします。 <p>○注意事項</p> <ul style="list-style-type: none">・印刷された卒業アルバム等は、お受けできない場合もあります。・被災前の状態に戻すものではないことをご理解ください。
対象者	<ul style="list-style-type: none">・被災した古文書・写真などの大切な記録等をお持ちの方
申請方法	<p><申込期限></p> <ul style="list-style-type: none">・令和5年9月8日 午後5時まで <p>※被災から時間が経つと、処理が難しくなります。 できるだけ早めにご相談ください。</p> <p><申込方法></p> <ul style="list-style-type: none">・関市文化財保護センターに電話で申し込んでください。
お問合せ	関市文化財保護センター TEL 45-0500